資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を二百八十万円減少し二十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月五日

東京都港区麻布十番一丁目一一番一一―七〇四号　合同会社ブリュンヒルデ

代表社員　和田　建生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十四日

掲載頁　五十八頁（号外第一五七号）

平成二十七年八月五日

神奈川県足柄上郡中井町久所三〇〇番地

株式会社アサヒ製作所

代表取締役　飯田　正博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百万円減少し一億円とすることにいたしました。

なお、減少する八千百万円は資本準備金とします。

効力発生日は平成二十七年九月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十七年六月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　大分市において発行する大分合同新聞

掲載の日付　平成二十七年八月五日

掲載頁　朝刊四頁

平成二十七年八月五日

大分市大字三佐二四六八番地一〇

エスティケイテクノロジー株式会社

代表取締役　丸井　彰

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月五日

東京都新宿区西新宿一丁目二二番二号

株式会社ネオキャリア

代表取締役　西澤　亮一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年八月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月五日

東京都品川区東五反田一丁目二番三三号

株式会社クルミー

代表取締役　曽山　秀二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月五日

和歌山県和歌山市黒田一七番地四

株式会社農業総合研究所

代表取締役　及川　智正

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月五日

福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平五一番地

株式会社三宝

代表取締役　石原　利博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月五日

東京都中央区銀座八丁目二番一号

仁科不動産株式会社

代表取締役　仁科　佳子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年九月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月五日

山形県天童市北久野本三丁目七番一九号

株式会社新東京ジオ・システム

代表取締役　奥山　紘一

合併につき株券等提出公告

当社は、磐城通運株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出ください。

平成二十七年八月五日

福島県いわき市勿来町窪田十条一番地

磐城紙業株式会社

代表取締役　久野　茂

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である和田直也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月五日

東京都新宿区西新宿三丁目五番三―一四〇二号　CMS Info Systems Limited

日本における代表者　和田　直也

限定承認公告

本籍徳島県吉野川市山川町奥川田六五番地、最後の住所徳島県徳島市二軒屋町三丁目九番地の一　被相続人　亡　吉田　實

右被相続人は平成二十六年六月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三十日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

大阪府大阪市住之江区南港中五丁目五番三二―六〇五号　限定承認者　坂本　雅彦

限定承認公告

本籍愛媛県東温市牛渕六〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大北　弘信

右被相続人は平成二十七年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十三日松山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月五日

愛媛県東温市牛渕六〇三番地

相続財産管理人　大北　尚美

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二下		二三	独立行政法人中小企業基盤整備機構施行令	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

平成二十七年四月一日（号外第七十五号）公布財務省・経済産業省令第一号（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十七年四月一日（号外第七十五号）公布経済産業省令第四十一号（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二七下		九	第十五条第七号	第十五条第六号

平成二十七年六月三十日（号外第百四十六号）公布国土交通省令第五十号（地方運輸局組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六ページ下段一二行目と一三行目の間に次を加える。

第一章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款　交通政策部

平成二十七年七月九日掲載の徳島家庭裁判所美馬支部に係る平成二十七年（家）第九九号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一二二	一〇	平成二七年（家平成二七年（家	）第九九一号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月五日付第一七六号六四

ページ●同日付政府調達第一四六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）